

水戸市立第一中学校PTA会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、水戸市立第一中学校（以下「一中」という。）PTAと称する。

第2条 本会は、事務所を一中内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は、会員相互の親睦と教養を深めるとともに、父母と教師が協力して学校、家庭及び社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) よい父母、よい教師となるように努めること
- (2) 生徒の生活環境をよくすること
- (3) 学校と家庭が緊密な連絡をとり、生徒の生活を指導すること
- (4) 学校施設の整備に協力すること
- (5) 講習会、講演会、研究会及び懇談会等を開くこと
- (6) その地域における社会教育の振興を助けること
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 方針

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育及び福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とする行為は行わない。
- (3) 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推せんしない。
- (4) 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 一中に在籍する生徒の父母またはこれに代る者
- (2) 一中に在職する教職員

第7条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第8条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第10条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

ただし、臨時に調達する経費については、実行委員会の承認を得て行うことができる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、会員の承認を得なければならない。

第12条 会費は月額300円とする。

第13条 本会の資金は、第2章の目的以外に使用してはならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (父母)
- (2) 副会長 3名 (父母2 教師1)
- (3) 会計 3名 (父母2 教師1)
- (4) 書記 4名 (父母2 教師2)

第16条 役員の任期は、1か年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、実行委員会の議を経て補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 役員の選出にあたっては、次の9名の委員から成る役員選考委員会により、その候補者を選考し、総会において承認を得るものとする。

- (1) 各学年の代表 6名
- (2) 実行委員会の代表 1名
- (3) 教職員の代表 2名

2 役員選考委員会が、役員候補者の氏名を発表する場合は、事前に被指名者の同意を得なければならない。

3 役員選考委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第18条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。また、総会、実行委員会及び役員会を招集し、議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、総会で決定した予算に基づいて会計事務を処理し、定期総会において会計報告を行う。
- (4) 書記は、総会及び役員会の議事、並びにこの会の活動に関する重要な事項を記録するとともに、会長の指示に従い庶務を行う。

第19条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

2 顧問は、実行委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第7章 会計監査

第20条 本会の会計監査を行うため、会計監査3名を置く。

2 会計監査の選考にあたっては、第17条の第1項の役員選考委員会が、その候補者を選考し、総会において承認を得るものとする。

3 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 会議

第21条 本会に次の会議をもつ。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 実行委員会
- (4) 各種委員会

第9章 総 会

第22条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

第23条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は年1回4月に開催し、次の事項を報告または審議決定する。但し、必要があるときは、臨時に開催することができる。

- (1) 事業の計画
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項

第24条 総会は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第25条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたととき、または会員の五分の一以上の要求があった場合開催する。

第10章 役員及び実行委員会

第26条 役員は、本会の役員をもって構成し、重要事項を協議する。

第27条 実行委員会は、本会の役員、並びに各常任委員会及び学年委員会の正副委員長をもって構成する。

- (1) 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 総会に提出する議案を作成する。
- (3) 役員に欠員を生じた場合これを補充する。
- (4) その他必要な事項を処理する。

第29条 実行委員会の例会は、毎月1回を原則とする。

第30条 実行委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ成立しない。

第11章 各種委員会

第31条 各種委員会には、常任委員会、学年委員会及び特別委員会がある。

第32条 常任委員会には、文化交流、環境福祉、広報及び校外指導委員会を置く。

2 前項のそれぞれの委員会は、各学年の会員の中から選出し構成する。また、各委員会ごとに委員の互選により正・副委員長を選出し会長が委嘱する。ただし再任を妨げない。

第33条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 文化交流委員会は、会員の親睦を深め教養を高める事業の推進にあたる。
- (2) 環境福祉委員会は、生徒及び会員の福祉厚生に関する事業並びに学校の環境整備及び地域社会の環境浄化の事業推進にあたる。
- (3) 広報委員会は、情報の収集及び会報の編集発行の事業推進にあたる。
- (4) 校外指導委員会は、生徒の交通安全及び校外生活の指導に関する事業の推進にあたる。

第34条 各学年に学年委員会を置き、各学級より選出された2名の学年委員をもって構成する。各学年委員会の正・副委員長は、学年委員の互選により選出する。

2 学年委員会は、本会の趣旨に則り、当該学年における活動を推進する。

第35条 本会に、必要がある場合特別委員会を設けることができる。

第12章 細 則

第36条 本会の運営に関し、必要な細則は実行委員会の議を経て定めることができる。

2 細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 慶弔規程

第37条 慶弔規程は、別に定める。

第14章 改 正

第38条 本会の会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会開催の一週間前までに会員に知らせておかなければならない。

付 則

本規約は、昭和23年6月25日一部改正
昭和41年5月9日一部改正
昭和47年3月7日一部改正
昭和49年3月2日一部改正
昭和51年3月9日一部改正
昭和52年3月8日一部改正
昭和53年3月3日一部改正
昭和63年4月21日一部改正
平成7年4月21日一部改正
平成8年4月24日一部改正
平成14年4月26日一部改正

水戸市立第一中学校P T A細則

(趣 旨)

第1条 本細則は、水戸市立第一中学校P T A細則（以下「細則」という。）第36条第1項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(役員選考委員会)

第2条 会則第17条第1項第1号の各学年代表2名は、第34条第1項の学年委員の互選により選出する。

2 役員選考委員が役員候補者に推せんされたときは、委員を辞さなければならない。

(改 正)

第3条 本細則は、実行委員会の出席者の三分の二以上の賛成により、制定または改廃することができる。

付 則

本細則は、昭和52年3月8日から施行する。

水戸市立第一中学校PTA慶弔規定

1 水戸市立第一中学校PTA会則第37条の定めに基づき、会員等の慶弔について次のとおり定める。

(1) 会員の慶弔について。

ア 会員が死亡したとき、香料20,000円を贈る。

イ 会員が災害にあったとき、罹災状況に応じ、役員会に諮り見舞金を贈る。

ウ 教職員が結婚したとき、祝い金10,000円を贈る。

エ 教職員が出産したとき、祝い金5,000円を贈る。

オ 教職員が2週間以上入院加療したとき、見舞金5,000円を贈る。

カ 教職員の実父母が死亡したとき、香料10,000円と花環一基を贈る。

(2) 生徒の慶弔について。

ア 生徒が死亡したとき、香料10,000円を贈る。

イ 生徒が5日以上入院加療したときは、見舞金5,000円を贈る。

(3) 以上のほか、必要が生じたときは、役員会において協議し実行する。

(4) 上記の慶弔費を賄うための会費は、会員一人月額30円とする。

(5) 本会計は独立会計とし、原則として本事業以外に使用しない。但し、納入後3年を経過した会費については、PTA会計に繰り入れることができる。

(6) この規定の改定は、実行委員会において行う。

2 この規程は、昭和51年3月9日一部改正。

昭和54年3月19日一部改正。

昭和61年10月16日一部改正。

平成3年3月8日一部改正。

平成11年2月23日一部改正。

平成14年4月4日一部改正。

平成19年2月27日一部改正。